

共犯関係の離脱

甲は乙から「強盗に使うのでナイフを貸してくれ。」と依頼され、これに応じてナイフを乙に渡した。その後、乙は、A、Bに対し、「X宅には高級宝飾品が多数飾られているらしいから、各自がナイフを準備してX宅に強盗に押し入ろう。」と持ち掛け、3名で計画し、平成30年8月18日午後8時に犯行を実施することに決めた。

ところが、乙は、犯行当日の朝、偶然母親と電話で会話したことがきっかけで、「もし、このまま強盗にX宅に押し入ってしまったら両親が悲しむ」と思い、やはり犯行に及ぶのはやめた方がいいのではないかと考えていた。

そこで乙は甲から借り受けたナイフを持つことなくA,Bとの待ち合わせ場所に向かった。

同日、午後8時になると、計画通り、A、B、乙は宅配業者のように振る舞うことでX宅玄関に招き入れられた。そして、Aが玄関に立っていたXの妻にナイフを突きつけ、「この家に置いてある宝飾品をすべてよこせ」とXを脅迫した。Xは妻が殺されてしまうと感じ、宝飾品をAらに渡す為に集め始めた。

この時、乙は、「やはりこんなことはできない」と感じ、Aに対して、「やっぱりこんなこととしてはダメだ。早くその女性を解放しろ」といい、襲い掛かった。

しかし、Bに取り押さえられ、Aを止めることはできず、その間にXは宝飾品をAに渡し終えた。

この時、甲、乙の罪責を検討せよ。